

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 企 発 第 1 0 号

平成28年1月5日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：令和4年5月13日交企発第135号改正）

安全運転管理者等講習実施要領の制定について（通達甲）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第1項の規定による安全運転管理者等講習の実施に関し「安全運転管理者講習の実施基準の制定について（例規）」（昭和50年7月25日高交企発第355号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該講習の実施に関し別添のとおり「安全運転管理者等講習実施要領」を定め、平成28年1月15日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

安全運転管理者等講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第1項の規定による道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 安全運転管理者等講習の対象者

安全運転管理者等講習の対象者は、法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び同条第4項に規定する副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用される安全運転管理者等とする。

第3 安全運転管理者等講習の実施基準

1 科目、内容及び時間

科目、内容及び時間についての基準は、別表の安全運転管理者等講習の基準に定めるところによるものとする。

2 講習効果の確保

安全運転管理者等講習の目的は、安全運転管理者等の資質の向上を図ることにあるので、特に次の事項に注意し、講習の効果があがるよう努めるものとする。

- (1) 講師の選考は、それぞれの講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する部内外の適任者を充てること。このため必要に応じ、地元大学等の教授、優良事業所等の管理経験者等の学識経験者を選定し、協力を得るよう配慮すること。
- (2) 講習は、実質的かつ具体的な内容を教示することを重点とし、講義式に偏ることなく、討議式の採用、視聴覚教材の利用等について配慮すること。この場合における教材等については、独自のもののほか、運転免許の更新時講習、処分者講習等に用いる視聴覚教材も活用するよう留意するとともに、地域の実態に即した資料についても利用すること。

第4 安全運転管理者等講習の実施方法

1 講習回数

安全運転管理者等に対しては、安全運転管理者等講習を年1回行うものと

する。ただし、自動車安全運転センター中央研修所が実施する安全運転管理課程を修了した者にあつては2年、一般財団法人全日本交通安全協会が実施する安全運転管理指導者講習を修了した者にあつては1年の間、安全運転管理者等講習の受講を免除する。

2 講習受講人員

1回当たりの受講人数は、最大200人程度とする。

3 講習会場

警察署単位、ブロック単位等でなるべく受講者の利便を考え、講習会場を選定すること。

4 年間講習実施計画の策定

安全運転管理者等に対し、年1回受講させることを原則として講習実施体制等を勘案し、各年度ごとにその実施時期、場所、講習時間、講師、使用教材、資器材、必要な予算措置等を内容とする講習計画を作成し、これに基づいて行うものとする。

5 受講申出書の取扱い

高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第5号。以下「細則」という。）第23条の規定により提出された細則別記様式第25号の安全運転管理者等講習受講申出書は、記載内容等に誤りがないかを点検し、安全運転管理者等の受講後は、講習を修了した者の名簿として編冊の上、5年間保存するものとする。

6 安全運転管理者等講習受講証明書の交付

安全運転管理者等講習を終了した者に対しては、細則第23条第2項の規定により安全運転管理者等講習受講証明書を交付するものとする。

第5 安全運転管理者等講習の通知

府令第38条第14項の規定による安全運転管理者等講習を行う旨の通知（以下「講習の通知」という。）は、府令別記様式第22の9により当該安全運転管理者等を選任した使用者（届出者）に対して行うものであるが、受講が円滑に行われるよう講習日のおおむね30日以前に到着するよう配慮するものとする。

第6 安全運転管理者等講習を受けない者の取扱い

講習の通知を受けて安全運転管理者等講習を受講しない者については、補充講習の計画を策定して通知等するとともに、受講させるよう努めるものとする。

第7 安全運転管理者等講習の実施の委託

1 講習の委託

法第108条の2第3項の規定に基づく安全運転管理者等講習の実施の委託は、講習を行うために、必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものに委託するものとする。

2 委託の範囲

安全運転管理者等講習の実施に関して委託する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 講習の通知及び実施
- (2) 講習用教材等の作成及び選定
- (3) 年間講習実施計画の策定
- (4) 講習受講の質疑に対する対応
- (5) その他講習の実施に関して必要と認められるもの

3 指導・監督

交通企画課長は、安全運転管理者等講習の実施を委託したときは、受託者と連絡を密にし、随時、報告又は資料の提出を求め、講習に立ち会うなどして講習の実施状況を把握するとともに、講習が適正に行われるよう指導・監督を行うものとする。また、受託者に対しては、講習水準の維持・向上を図る観点から必要があると認める情報の提供に努めるものとする。

第8 署長の協力

署長は、管内における安全運転管理者等講習が効果的に行われるよう、安全運転管理者等及び当該安全運転管理者等を選任した使用者（届出者）に対する指導及び協力をするとともに、講習を受けない者が受講するよう措置を講ずるものとする。

別表（第3関係）

安全運転管理者等講習の基準

講習科目	講習時間	講習内容
法令の知識	60分	1 道路交通法 2 道路運送車両法（第3章） 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律 4 車両制限令（第3条、第10条） 5 その他交通事故と関連のある法令
安全運転のための知識	60分	1 交通事故の現状 2 正しい運転 3 人の生理的能力 4 自然の法則 5 歩行者の保護 6 危険な場所における走行 7 飲酒運転による危険性 8 高速道路における走行上の注意 9 その他安全運転に必要な知識・技能
安全運転管理についての心構えと方法	180分	1 管理者の責務 2 運行の管理 3 車両の管理 4 運転者の管理 5 運転者の指導教育 6 事故発生時の措置 7 事故防止対策 8 その他安全運転管理に関する事項
交通事故と賠償	60分	1 損害賠償の基本 2 交通事故に対する保険制度 3 自動車損害賠償補償法の骨子 4 その他交通事故と賠償に関する事項
計	360分（副安全運転管理者については、240分）	